

第9章 水質監視分析業務共通仕様書

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、国土交通省中部地方整備局の委託する水質監視業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務を行うもので、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員、を総称していう。
- 四 「管理技術者」とは、契約の履行に際し、業務の把握及び分析業務の指揮監督等を行うもので、契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者とし、計量法第122条により登録された環境計量士（濃度関係）でなければならない。
- 五 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 六 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 七 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 八 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 九 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差

し出すことをいう。

十 「書面」とは、手書き印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

十一 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。

第3条 業務実施計画書

受注者は、下記の項目について記載した業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡方法、連絡体制
- (5) その他

第4条 支給材料及び貸与品

受注者は支給品及び貸与品について、その受払いを明らかにしなければならない。

第5条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した、水質監視分析報告書を作成し、調査職員に毎月にとりまとめて提出するものとする。

1. 実施した業務の内容
2. その他必要事項

第6条 業務完了時の提出書類

業務が完了した場合、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して提出するものとする。

第7条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の課程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第8条 業務の実施

1. 受注者は、契約書、設計図書に基づき調査職員と協議し、誠実かつ正確に実施しなければならない。
2. 本業務は水質汚濁に係る環境基準に定められた分析方法及び排水基準を定める総理府令に定める方法、JISK0102 工場排水試験方法、JISK0101 工場用水試験方法、上水試験方法等指定した分析方法により行うものとする。

第9条 業務管理

1. 受注者は、業務実施にあたり関係法規を遵守し常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 受注者は、水質分析操作中、安全に留意しなければならない。

第10条 検査

受注者は、完成検査を受ける場合には予め成果品及び関係資料等を整備し、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第11条 成果品

1. 成果品は特記仕様書の定めるところにより提出するものとする。
2. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに第三者に公表、貸与、使用してはならない。
3. 用紙、様式等については調査職員の承諾を得なければならない。

第12条 水質異常などの緊急処置

水質分析結果については採水日から20日以内に調査職員まで報告するものとする。ただし、水質異常などの緊急時には暫定値等が判明次第、調査職員まで至急報告し、その指示に従わなければならない。また、全ての項目について、環境基準値を超過した場合は、速やかに調査職員に報告すると同時に、同一試料による繰り返し確認試験を行うこと。繰り返し確認試験でも異常値が検出された場合は、異常値に対する考察を加え報告すること。その際、調査職員の指示により再分析を行う場合もある。

第13条 再委託

1. 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは次の号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない
 - (1) 水質監視業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、受注者の承諾を必要としない。

第14条 その他

受注者は、業務実施において不測の事態が発生した場合は、遅滞なく調査職員に連絡を行い、その指示に従わなければならない。